

令和4年2月15日 開会

令和4年2月15日 閉会

佐賀県後期高齢者医療 広域連合議会定例会会議録

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目

次

2月定例会会期及び議事日程	2
2月定例会付議事件	3
△ 2月15日(火)	
出欠議員氏名	5
地方自治法第121条による出席者	5
開 会	6
議席の指定	6
会期の決定	6
会議録署名議員の指名	6
諸報告	6
議会運営委員会委員の補欠選任	6
議案上程	6
提案理由説明	7
横尾俊彦広域連合長	7
議案に対する質疑	9
広域連合一般に対する質問	9
討 論	9
採 決	9
追加議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決	10
議決事件の字句及び数字等の整理	10
閉 会	10
(資料)	
議席表(「議席の指定」の際配付)	13

2 月 定 例 会

◎ 会 期 1 日 間

議 事 日 程

日 次	月 日	曜	議 事 要 項
1	2 月 15 日	火	午前10時開会 議席の指定 会期の決定 会議録署名議員の指名 諸報告 議会運営委員会委員の補欠選任 議案上程（第1号～第9号議案） 提案理由説明（第1号～第9号議案） 議案に対する質疑 広域連合一般に対する質問 討論（第1号～第9号議案） 採決（第1号～第9号議案） 追加議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決（第10号議案） 閉 会

◎ 2月定例会付議事件

△ 広域連合長提出議案

- 第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例
- 第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第4号議案 令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第5号議案 令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第6号議案 令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第7号議案 令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 第9号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

△ 委員会提出議案

- 第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

△ 選挙・選任等

- 議会運営委員会委員の補欠選任について
- 議決事件の字句及び数字等の整理について

令和4年2月15日（火）

令和4年2月15日(火) 午前10時 開会

出席議員

1. 坂口 久信	2. 内野 さよ子	3. 井上 敏文
4. 武村 妃呂子	5. 松尾 文則	6. 池田 道夫
8. 田中 俊彦	9. 中山 五雄	10. 大山 勝代
11. 馬場 茂	12. 宮島 清	13. 古川 英子
15. 松田 義太	16. 牟田 勝浩	17. 川田 耕一
18. 野北 悟	19. 伊藤 克也	20. 中村 健一

欠席議員

7. 益田 清彦	14. 市丸 典夫	21. 村岡 卓
22. 重田 音彦		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	横尾 俊彦	副広域連合長	坂井 英隆
副広域連合長	田島 健一	監査委員	力久 剛
事務局長兼会計管理者	牧瀬 稔子	副事務局長兼総務課長	実本 和彦
業務課長	吉田 一成		

◎ 開 会

報告第1号

○田中俊彦副議長

諸 報 告

皆様おはようございます。副議長の田中俊彦でございます。

本日、重田議長が欠席されていますので、私が代わって議長の職務を務めます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

会議の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

◎ 議席の指定

○田中俊彦副議長

次に、日程により、議席の指定を行います。

鳥栖市及び嬉野市の選出議員の変更により、新たに本広域連合議会の議員となられた2名の議席は、議長においてお手元に配付している議席表のとおり指定いたします。

◎ 会期の決定

○田中俊彦副議長

それでは、日程により、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎ 会議録署名議員の指名

○田中俊彦副議長

次に、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において松尾文則議員、大山勝代議員、この2名を指名します。

◎ 諸報告

○田中俊彦副議長

次に、日程により、諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第1号のとおりです。これにより御承知をお願いいたします。

○例月出納検査の報告について

令和3年12月22日から令和4年1月21日までに、監査委員から例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその写しを送付したとおりである。

記

12月22日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度11月分)

1月21日 例月出納検査結果報告について
(一般会計・特別会計等の令和3年度12月分)

◎ 議会運営委員会委員の補欠選任

○田中俊彦副議長

次に、日程により、議会運営委員会委員の補欠選任を行います。

お諮りします。委員の補欠選任については、議長において、伊藤克也議員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した伊藤克也議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎ 議案上程

○田中俊彦副議長

次に、日程により、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、第4号議案 令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、第5号議案 令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、第6号議案 令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、

第7号議案 令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、第9号議案 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について、以上の議案を一括して議題とします。

◎ 提案理由説明

○田中俊彦副議長

広域連合長に提案理由の説明を求めます。横尾広域連合長。

○横尾俊彦広域連合長

おはようございます。提案理由説明を行います。本日、令和4年2月佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、後期高齢者医療制度に関わる近況を御報告の上、今議会に提案しております諸議案につきまして、順次説明をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の現状でございますが、年明けからオミクロン株による第6波の拡大で、医療体制や社会機能に深刻な影響が及んでおります。佐賀県内におきましても各地でクラスターが発生しており、2月以降は1日当たりの感染者数が500件を超えるなど、家庭や学校、保育所、また職場におけるループ感染が続いている状況であります。

また、佐賀県では本年1月27日からまん延防止等重点措置が適用され、県外移動の自粛や飲食店への時短営業の要請といった感染防止対策が講じられており、引き続き緊迫した状況となっております。

このような中、追加接種となります3回目のワクチン接種が進められており、医療従事者や高齢者をはじめ、64歳以下の方についても接種間隔を短縮する動きが加速するなど、県内市町や関係機関において、猛威を振るうオミクロン株などへの対応に取り組まれているところでございます。コロナ感染の鎮静化に向けて、皆様とともに力を合わせてこの苦難を乗り越えていきたいと考えております。

それでは、本広域連合における近況につきまして御報告申し上げます。

まずは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についてでございますが、令和4年度には、県内全市町に取り組んでいただけることとなり、実施率100%を達成する見込みとなりました。これは全国トップの実施率でございます。関係各市町の皆様のお力添えに、心より感謝申し上げます。

今後も、後期高齢者の皆様の自立した生活の実現や健康寿命の延伸を図るため、この一体的実施事業に積極的に取り組んでまいります。

続きまして、75歳以上における医療費の窓口負担割合の見直しについてでございます。政府は、今後見込まれます後期高齢者人口の増加に伴う医療費の拡大に対応すべく、年齢に限らず所得などに応じた負担を求め、全ての世代が公平に支え合う全世代型の社会保障制度の実現を目指しているところでございます。

そのため、一定以上の所得のある方に対する医療機関での窓口負担割合を、現在の1割から2割に引き上げるなどとした法改正が行われ、令和4年10月1日から実施されることが決定されました。

ただし、急激な負担の増加を抑えるため、引き上げの実施から3年間は、1か月の外来受診における自己負担の増加額を最大3,000円までとする配慮措置が設けられているところでございます。

本広域連合といたしましては、被保険者の皆様への周知広報や被保険者証の送付方法の変更などが必要となってまいりますので、円滑な運用開始に向けて、適切に対応してまいりたいと存じます。

なお、後期高齢者医療制度におきましては、被保険者の皆様の経済的な負担を抑えられるよう、所得の低い方に対する保険料（均等割額）の軽減措置を講じており、被保険者の約7割の方が軽減対象となっているところでございます。

最後に、国が推進しているマイナンバーカードの取得促進についてでございますが、令和4年1月1日時点におきましては、全国及び佐賀県の取得率はおよそ4割となっております。また、昨年10月20日からオンライン資格確認におけるマイナンバーカードの被保険者証利用の本格運用が開始されております。

マイナンバーカードの取得促進及び被保険者証として利用可能となる利点を周知するため、全国各都道府県の後期高齢者医療広域連合から75歳以上のカード未取得者の方に対し、改めて交付申請書の送付を予定しております。

なお、本広域連合では3月初旬の送付を予定しております。市町の担当部局と連携を図りながら対応してまいりたいと存じます。

それでは、今議会に提案いたしております議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第1号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定についてでございます。

本広域連合が有する債権の徴収等に関し、必要な事項を定めることにより、債権管理の一層の適正化を図るとともに、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的といたしまして、今回新たに債権管理条例の制定を提案するものでございます。

次に、第2号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、非常勤職員であります会計年度任用職員の育児休業等に係る取得要件の緩和等に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

続いて、第3号議案の佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本条例につきましては、令和4年度以降の保険料に関する事項を定めるために提案するものでございます。

まず、今回の保険料率改定につきましては、被保険者の均等割額5万4,100円、所得割率10.23%とし、これまでの保険料率から均等割額、所得割率ともに引き上げることとなっております。

後期高齢者医療の保険料につきましては、後期高齢者負担率の上昇や診療報酬改定の影響が見込まれるところでございます。そのため、今回の保険料率の算定に当たり、保険料上昇を抑制するための財源として、本年度の保険料剰余金見込額、それから県に設置されております財政安定化基金を活用する措置を講じましたが、令和2年度・3

年度の改定に続き、保険料率を上げざるを得ない算定結果となったところでございます。

また、政令の改正に伴い、保険料賦課限度額につきましても、現行の64万円から66万円に引き上げることとなっております。併せて所要の改正を行うものでございます。

次に、第4号議案の令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ1,339万6,000円を減額し、補正後は、それぞれ1億8,754万3,000円としております。

今回の補正の主なものは、派遣職員給与負担金の減額及び前回の11月定例会において可決いただきました補正予算（第1号）により、一旦、歳出の予備費に計上した令和2年度共通経費負担金の剰余分560万円の減額でございますので、歳入において市町の共通経費負担金を減額し、調整いたしております。

次に、第5号議案の令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございます。

補正の額は、歳入歳出それぞれ1億3,698万1,000円を減額し、補正後は、それぞれ1,342億3,809万3,000円といたしております。

今回の補正の主なものは、保健事業等の執行見込みによる増減及び前年度事務費負担金剰余分の精算などによりまして、歳入歳出の調整を行うための減額などを行っております。

続きまして、第6号議案の令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億8,932万5,000円で、本広域連合事務局の管理運営に係る所要の経費を計上しており、前年度当初予算と比較して、601万4,000円、約3.1%の減となっております。

次に、第7号議案の令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1,276億2,346万5,000円で、前年度当初予算と比較して6億

1,221万7,000円、率にして約0.5%の減となっております。

その歳出の大部分を占めます医療給付費でございますが、来年度の平均被保険者数は約12万8,000人、1人当たり医療給付費は約98万2,000円と見込んでおりました、医療給付費を含む2款保険給付費の予算額は、0.5%減の1,264億7,511万5,000円を計上しております。

そのほか、冒頭でも申し上げましたが、令和4年度におきましては、窓口負担割合変更事業に係る予算を新たに計上いたしております。

次に、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでございます。

こちらは、本広域連合の意見監査委員が令和4年2月21日をもちまして任期満了となりますので、次期監査委員を選任するものでございます。

最後に、第9号議案の佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを御説明いたします。

こちらの議案は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加に伴いまして、同組合の規約の変更を行うに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となることによるものでございます。

その協議につきましては、地方自治法第290条により関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、議案を提出するものでございます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞ、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議案に対する質疑

○田中俊彦副議長

本案に対する質疑につきましては、これまでに通告がありませんので、省略します。

◎ 広域連合一般に対する質問

○田中俊彦副議長

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

本件については、これまでに通告がありませんので、広域連合一般に対する質問は、これをもつ

て終わります。

◎ 討 論

○田中俊彦副議長

次に、日程により、第1号から第9号、以上の議案を再度一括して議題とします。

なお、本案に対する討論については、これまでに通告がありませんので、省略します。

◎ 採 決

○田中俊彦副議長

それでは、これよりただいま議題としております議案を順次採決します。

まず、第1号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合債権管理条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第1号議案は可決されました。

次に、第2号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第2号議案は可決されました。

次に、第3号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。よって、第3号議案は可決されました。

次に、第4号議案 令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第4号議案は可

決されました。

次に、第5号議案 令和3年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第5号議案は可決されました。

次に、第6号議案 令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。よって、第6号議案は可決されました。

次に、第7号議案 令和4年度佐賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数と認めます。よって、第7号議案は可決されました。

次に、第8号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第8号議案は同意することに決定しました。

最後に、第9号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員と認めます。よって、第9号議案は可決されました。

- ◎ 追加議案上程、提案理由説明、議案に対する質疑、討論、採決

○田中俊彦副議長

次に、日程により、本日追加提出された第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

お諮りします。本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

それでは、ただいま議題としています第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第10号議案は可決することに決定しました。

- ◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

○田中俊彦副議長

ここでお諮りします。

議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

- ◎ 閉 会

○田中俊彦副議長

以上で、今定例会の議事は全て終了しました。

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時23分 閉 会

会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 花 田 英 樹

議 会 事 務 局 副 局 長 石 井 伸 史

参 事 実 本 和 彦

書 記 富 永 誠 一

書 記 重 松 聡

書 記 江 口 剛 児

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会副議長 田 中 俊 彦

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 松 尾 文 則

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会議員 大 山 勝 代

会 議 録 作 成 者 花 田 英 樹
佐賀県後期高齢者医療広域連合議会事務局長

議 席 表

(令和4年2月15日)

松田議員 (鹿島市)	牟田議員 (武雄市)
---------------	---------------

15 16

川田議員 (伊万里市)	野北議員 (多久市)
----------------	---------------

17 18

伊藤議員 (鳥栖市)	中村議員 (唐津市)
---------------	---------------

19 20

村岡議員 (佐賀市)	重田議員 (佐賀市)
---------------	---------------

21 22

益田議員 (みやき町)	田中議員 (みやき町)
----------------	----------------

7 8

中山議員 (上峰町)	大山議員 (基山町)
---------------	---------------

9 10

馬場議員 (吉野ヶ里町)	宮島議員 (神崎市)
-----------------	---------------

11 12

古川議員 (嬉野市)	市丸議員 (小城市)
---------------	---------------

13 14

--	--

坂口議員 (太良町)	内野議員 (白石町)
---------------	---------------

1 2

井上議員 (江北町)	武村議員 (大町町)
---------------	---------------

3 4

松尾議員 (有田町)	池田議員 (玄海町)
---------------	---------------

5 6

議席の指定	古川 議員 (13番)
	伊藤 議員 (19番)